

相続手続きにはさまざまなものがあり、依頼する専門家は手続きごとに異なります。

専門家	概要
税理士	準確定申告、相続税申告等申告業務を独占的に行う (注)申告業務、税務相談は税理士にしかできない
司法書士	不動産(土地・建物)の権利部に関する登記を行う (表題部に関する表示等を除く) (注)権利部の登記は、表示登記(表題部に関する登記)がないと実施できない
土地家屋調査士	不動産(土地・建物)の表示に関する登記・測量を行う (注)測量士は測量のみ(登記を行うことはできない)
宅地建物取引士	不動産取引(売買・交換・貸借)に関する重要事項の説明等を行う
不動産鑑定士	土地や建物等について、「売り手」にも「買い手」にもいずれにも偏らない客観的な立場で公正な価格を算出する。 (注)不動産鑑定業務は、対象不動産の地域環境や土地の形状、道路との関係等を考察して「有効利用」を判定し、「適正な価格」を判断するもの
弁護士	遺産分割の調停や審判等の裁判所手続きになった際は、弁護士しか代理人となることができない

三菱UFJ信託銀行は、相続手続き全体のコーディネーターとして各専門家と連携し、相続手続きのスムーズな完了をお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

